



スイスと欧州

4.1	貿易と直接投資	49
4.2	政治的・経済的協力	49
4.3	ユーロ	51

4

スイスは、文化的にも地理的にも、欧州の中心に位置します。スイスはEU加盟国ではありませんが、欧州の近隣諸国とは、経済的、政治的に緊密な関係にあります。揺るぎない二国間協定とダイナミックな欧州政策が、深い政治的協力関係と高度な経済的統合の基盤となっており、スイスの経済や金融センターだけでなく、EUにも恩恵をもたらしています。

4.1 貿易と直接投資

スイスと欧州各国は、経済的に緊密な関係にあります。EUは、スイスの輸出の47%、輸入の61%を占めており(2021年時点)、群を抜いて重要な貿易相手国です。スイスは、米国、中国、英国とともに、EUの最も重要な貿易相手国の一つです。また、EUは直接投資の重要なパートナーでもあります。スイスの対EU直接投資の資本ストックは、2020年末の時点で6,650億スイスフランに達しています。これは、スイスの対外直接投資の総資本ストックの約45%にあたります。

農産物と食品を除き、スイスとEU加盟国は完全な自由貿易の関係にあります。EUおよびEFTA加盟国(スイスはアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーと共にEFTAに加盟)で生産・製造された物品は、数量割当も関税も適用されずに流通させることができます。

4.2 政治的・経済的協力

外国企業のスイス子会社を含め、多くのスイス企業にとって、欧州市場は非常に重要です。市場自由化のための様々な協定により、スイスはEU加盟国とほぼ同等に欧州共同市場にアクセスできるようになっています。これらの協定により、スイス企業はおよそ4億5千万人の消費者を擁する市場を開拓しやすくなったのです。また、これらの協定がEUの新規加盟国に拡大されたことで、スイスは成長著しい東欧市場にも進出可能になりました。

スイスとEUの二国間協定は拡大されてきました。1972年の自由貿易協定と1999年の第1次二国間協定により、様々な市場参入障壁は撤廃されました。第1次二国間協定で調印された項目は、貿易面での技術的障壁の問題、公共調達、人の自由な移動、農業問題、研究、陸上輸送、航空輸送です。さらに広範囲に及ぶ2004年の第2次二国間協定には、経済面での追加の優遇措置、他の政治的分野での国境を越えた協力体制が盛り込まれています。以下では、いくつかの重要な協定とその意義について説明します。

www.europa.admin.ch
スイス連邦の対欧州政策的側面

4.2.1 人の自由な移動

スイス・EU間における移動の自由に関する協定(FZA)が制定されたことで、スイスとEU間を自由に移動できるようにするための法的基盤が徐々に整ってきました。FZAがあるおかげで、スイス国民はEU加盟国ならどこでも生活・労働・進学することができます。EU加盟国国民にもスイスに関して同様の権利が適用されます。EU加盟国国民においては、在スイスの雇用者とのあいだで結ばれた労働契約書があること、自営業者であること、あるいは非就労者の場合は十分な資産があることのいずれかを証明し、総合医療保険に加入していることが条件となります。

スイス-EU間での移動の自由に関する合意(FZA)により、人の自由な移動に関する基本ルールが、スイス-EU間でも徐々に導入されてきました。FZAは、EUの新規加盟国にも適用されているため、長期間にわたる漸次的な国境移動のありかたが確立されています。スイスおよびEU加盟国の国民は、締約国の領域内において、就労と居住の場所を自由に選択する権利を有しています。移動に際しては、スイスの雇用者との間に有効な雇用契約書を交わしているか、自営業者であるか、あるいは非就労者の場合は十分な資産があることを証明でき、総合医療保険に加入していることが条件です。また、FZAでは、国境を越えた個人の就労活動を、暦年1年につき90日まで自由に行うことを認めています。そのため、最長90営業日まで受入国で就労することが可能です。人の自由な移動は、職業資格の相互承認および国民社会保険制度の整合化によって一層強化されています。長年において、スイス企業はスイス国内で十分な労働力を確保できない状態が続いていました。ですがFZAのおかげで、スイス企業は国内の労働力を補うために、必要に応じてEU/EFTA地域から労働者を採用できるようになりました。人の自由な移動は、当然のことながら逆方向の移動にも適用されます。スイス国民もEU域内で自由に就労し、居住することができます。現在では、在外スイス人の約57%にあたる約45万人がEU諸国で暮らしています。

2022年1月1日より、クロアチア国民に対しても他のEU国民と同じ移動の自由が付与されています。クロアチア人労働者のスイスへの移住が特定の件数を超えるばあい、スイスは保護約款を求め、許可数を2023年1月から最長で2026年末まで改めて制限することができます。

英国

ブレクジット後、スイスと英国のあいだのFZAは2021年1月1日より無効となっています。両国はそのため、国民がすでに獲得した権利について協定を結びました。この協定にもとづき、スイス国民と英国国民は、2020年12月31日までにFZAによって得ていた滞在権(およびその他の権利)を引き続き維持することができます。2020年12月31日より後にスイスに移住してきた英国国民には、すでに獲得した権利についての協定を適用することができません。スイスでの就労を希望する英国国民が新たに入国する場合、2021年1月1日に施行された外国人関連諸法則によって基本的に第三国出身者と同じ対応がとられます。スイスで就労活動をおこなうためには、あらかじめ許可を取得しなければなりません。

さらに、2021年1月1日より、サービス部門労働者の移動に関してスイスと英国のあいだで期限付きの協定が結ばれています。この協定により、サービス部門労働者の入国が相互に容易になっています。英国から国境をこえてやってくるサービス部門労働者は、1年につき90営業日を超えない範囲での短期就労をオンラインで申請することができます。U/EFTA加盟国の国民の滞在や就業に関する詳細は、6.4.2をご参照ください。

4.2.2 シェンゲン協定

シェンゲン協定により、協定加盟国間の国境(シェンゲン域内の国境)での身元確認が撤廃され、旅行しやすくなりました。同時に、犯罪に対する司法、警察の国際連携も、幅広く強化されてきています。協定には安全保障措置として、シェンゲン域外との国境管理の厳格化、欧州捜査システム(SIS)などを通じた国境を越えた警察の連携強化、司法当局間の協力体制の効率化などが、含まれています。シェンゲンビザはスイスでも有効です。インド、中国、ロシア、その他ビザを要する国からの旅行者について、欧州旅行中にスイスに短期滞在する場合、スイスのビザを取得する必要がなくなりました。これを受け、休暇中の旅行先として、スイスの魅力は益々増えています。

4.2.3 貿易の技術的障壁撤廃

ほとんどの産業製品に関し、検査、証明、製品認可等の適合性評価が相互に承認されます。EU加盟国へ輸出する際の再証明は不要です。EUが公認するスイスの試験機関による製品検査で対応することができます。そのため、スイスとEUのそれぞれが要求する事項に基づいた二重検査は撤廃されています。EUとスイスの規制が異なり、2種類の適合証明書が今なお要求される分野でも、スイスの評価機関の2種類の証明書を発行することができます。これにより行政手続きが簡素化され、コストも下がり、輸出産業の競争力が強化されます。

4.2.4 研究

研究とイノベーションの分野におけるEUと英国の協力関係には長い歴史があります。スイスで活動する研究者は、1988年からEUの研究大綱プログラムに参加しています。スイスはプログラム第9世代の「ホライズン・ヨーロッパ」(2021~2027年)に、協定関係のない第三国として加わっています。スイスのプロジェクト参加の財源は、連邦経済相教育研究革新局(SBFI)による移行措置の枠組みで支払われており、肯定的に評価されたプロジェクトの後ろ盾となっています。SBFIは研究とイノベーションに関するEUの大綱プログラムへのスイスの参加状況について情報を更新し公表しています。「ホライズン・ヨーロッパ」へのスイスの十全な接続は、連邦評議会が宣言した目標に合致しています。

4.2.5 鉄道、道路、航空輸送

スイス-EU二国間協定には、道路と鉄道による旅客輸送と貨物輸送を相互に開放することが定められています。同時に、「汚染者負担」の原則に基づく課徴金が導入されました。EU域内の陸上輸送網への接続により、鉄道の競争力は高まっています。スイスの運輸会社にとっては、新市場への参入のチャンスが開かれています。スイスの航空会社は、相互主義に基づき、欧州の自由化された航空輸送市場にアクセスでき、欧州諸国の競合他社とほぼ同等の条件での運航が認められています。スイスの空港内、およびスイスから離発着する機内での免税販売は今後も実施されます。

4.2.6 公共調達

世界貿易機関(WTO)の公共調達(GPA)に関する多国間協定によると、特定依頼主による商品とサービスの創出並びに建設要請が特定の額(いわゆる限界価格)以上で実施される場合、国際的に公募を呼びかけることが義務付けられています。これにより、公的調達の枠組みでの透明性と競争を促進することが目指されています。GPAに基づき、WTOルールの適用範囲は拡大されました。現在は、市町村による調達、鉄道輸送、ガス・水道部門における官民発注者による調達、飲用水や電力供給、都市交通、空港、河川・海上運送などの分野で当局から認められた特権や、独占権に基づき営業している民間企業による調達にも適用されます。

また、競争の存在が証明できる場合、当該部門において、調達または契約の適用範囲から除外することができることになっています。この規定に従い、遠距離通信部門は2002年に適用範囲から除外されました。

発注のルールは次の3つの原則に従います。

- 全供給者を等しく扱うこと(無差別)
- プロセスの透明性
- 入札および発注過程における決定に対して不服を申し立てる権利(閾値を上回るものが対象)。

公共部門とその関連会社は、WTOの規則に則り、一定の閾値を超える調達や注文に対して入札を行う義務があります。原則として、提供される品物またはサービスの価値が同程度である限りは、最低価格あるいはベストバリューを提示した業者が選ばれます。ただし、選考にあたっては納期やサービスの質、または環境適合性なども考慮されます。顧客側は、地域やセクター全体での賃金水準や、労働条件の遵守を条件づけることもできます。連邦および州による公開入札案件は、電子情報システムにおいて提供されます。EUとスイスの公的支出の大きさを考えると、このように調達市場の開放が進むことにより、輸出産業(機械製造など)やサービス部門(設計事務所・建築事務所など)にとって、事業拡大の機会が生まれます。更に、供給者間の競争が進むことで低価格化を促進し、発注者である公共機関にとっても経費節減につながります。

www.europa.admin.ch > Bilateral agreements > Agreements and implementation > Texts of the agreements > Public procurement markets
スイスの公共調達

www.simap.ch
公的な委託発注機関と提供事業者間の情報交換プラットフォーム

4.2.7 農産物の貿易

農産加工製品に関する協定では、食品産業の製品(チョコレート、クッキー、パスタなど)の貿易について定めています。EUは、スイスとの貿易に対して輸出入関税を課していません。スイスも、これに応じて輸出入関税を引き下げています。砂糖および砂糖以外の農業政策上重要な原材料を含まない製品には、自由貿易が適用されます。技術的な規定の簡略化は消費者の利益となり、高品質農産物の輸出の機会を増大させます。現在、農産物・食品市場の完全開放を目指す農産物・食品分野の包括協定について、交渉が進められています。この協定が締結されれば、貿易に対する関税障壁(関税、輸入割当など)および非関税障壁(各種製品規制や輸入要件など)は、撤廃されます。市場開放により、農業は、大きな課題に直面します。新たな市場機会を最大限に活用し、新しい市場環境の中で影響を受ける企業が支援を受けられるよう、自由貿易を段階的に導入し、付随措置を講じることが必要です。

4.2.8 利子所得課税

2004年にスイスとEUは第2次二国間協定の枠組みで国境をこえる際に生じうる脱税に対抗するための金利課税協定を結びました。この協定は、スイス・EU間の税に関する分野での自動情報交換(AEOI)協定が2015年5月27日に調印されたことにより、役割を終えました。新しい協定は、OECDによるグローバルなAEOI基準を備えており、利息収入のほか、あらゆるタイプの投資収益、信用、基金を包括しています。この枠組みでは、スイスとすべてのEU加盟国が2017年より口座情報を集めており、この情報は2018年から共有されています。

AEOI基準の導入は、スイスとEU間における脱税阻止に大きく貢献しています。

www.efd.admin.ch > Topics > Taxes > International taxation > Taxation of savings agreement with the EU
貯蓄課税に関する最新情報

4.3 ユーロ

スイスの公式通貨はスイスフランですが、ほぼすべてのホテルや商店でユーロでの支払いが可能です。スイスの銀行では、ユーロ建て口座を開設することができ、ほとんどのATMでユーロを現金で引き出すことができます。スイスの金融センターでは、すべての銀行取引をユーロで行えるようになっています。スイスは欧州経済通貨同盟の中心に位置し、EUが最大の貿易相手であることから、ユーロは極めて重要な通貨です。このことは、観光業と輸出入に関わる企業に特に当てはまります。